

高知県立地域職業訓練センター

指定管理者募集要項

令和8年9月
高知県商工労働部雇用労働政策課

目 次

1 募集の目的	1
2 施設及び業務の概要	1
(1) 対象施設	
(2) 業務の内容	
(3) 指定期間	
(4) 管理代行料	
(5) 利用料金の設定	
3 募集の概要	1
(1) 募集及び選定の方式	
(2) 募集スケジュール	
(3) 選定までの手続	
4 応募に関する事項	3
(1) 応募資格	
(2) 申請書類	
(3) 留意事項	
5 審査に関する事項	5
(1) 審査の方法	
(2) 審査の項目及び配点	
(3) 結果の公表	
6 指定管理者の指定と協定の締結	5
(1) 指定管理者の指定	
(2) 基本協定の締結	
(3) 引継ぎ業務と準備業務の的確な遂行	
7 問い合わせ及び申請書類等の提出先	6
別 紙	7
様 式	8～19

1 募集の目的

高知県立地域職業訓練センターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、指定管理者を募集します。

2 施設及び業務の概要

（1）対象施設

高知県立地域職業訓練センター（以下「センター」という。）

施設の概要は、別添「高知県立地域職業訓練センター管理運営業務仕様及び要求水準書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

（2）業務の内容

仕様書のとおり

（3）指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

（4）管理代行料

仕様書のとおり

（5）利用料金の設定

条例又は高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年高知県規則第81号）に定める利用料金は、今後改定する場合があります。改定した場合の利用料金や管理代行料等の見直しが必要となる事項については、県と指定管理者が別途協議のうえ、定めることとします。

3 募集の概要

（1）募集及び選定方式

公募型プロポーザル方式による提案審査を実施します。

（2）募集スケジュール

募集要項の配布開始	令和8年9月4日（金）
現地説明会参加申込み	令和8年9月15日（火）午後5時まで
現地説明会の開催	令和8年9月18日（金）午後1時から午後3時まで
質問の受付	令和8年9月4日（金）から10月2日（金）午後5時まで
質問への回答	随時
公募参加表明書の受付期間	令和8年9月4日（金）から10月2日（金）午後5時まで
申請書類の受付期間	令和8年10月5日（月）から 令和8年11月2日（月）午後5時15分まで
審査委員会の開催	令和8年11月中旬
優先交渉権者の決定	令和8年11月中旬
指定管理者の候補者の決定	令和8年11月下旬
指定管理者の指定の議決予定	令和8年12月議会

(3) 選定までの手続

① 現地説明会

日時：令和8年9月18日（金）午後1時から午後3時まで

場所：高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター

内容：施設見学、募集要項及び仕様書の説明

参加人数：各団体2名以内

申込方法：参加を希望する方は、令和8年9月15日（火）午後5時までに『現地説明会参加申込書』（様式1）に記入のうえ、高知県商工労働部雇用労働政策課（以下「雇用労働政策課」という。）あてに電子メールで提出してください。（持参、郵送又はFAXでも差し支えありません。）

※参加申込書を受け取り次第、雇用労働政策課から確認の電話をします。

（留意事項）

- ・申込期限までに参加申込みがない場合には、現地説明会の開催を取り止めます。（参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。）
- ・説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。
- ・応募を検討されている場合は、できるだけこの説明会に参加してください。

② 質問の受付及び回答

募集に関する質問は、『質問書』（様式2）に記入のうえ、雇用労働政策課あてに電子メールで提出してください。（持参、郵送又はFAXでも差し支えありません。）

質問受付期間：令和8年9月4日（金）から10月2日（金）午後5時まで

回答は、質問者に対して文書で回答するほか、応募者の公平を期すため、雇用労働政策課ホームページに順次掲載します。

※質問を受け付け次第、雇用労働政策課から確認の電話をします。

③ 公募参加表明書の提出

本件に応募する場合は、『公募参加表明書』（様式3）に必要事項を記入のうえ、雇用労働政策課あてに電子メールで提出してください。（持参、郵送又はFAXでも差し支えありません。）

なお、この書類は応募の意思を確認するものですので、応募する場合は必ず提出してください。

受付期間：令和8年9月4日（金）から10月2日（金）午後5時まで

※公募参加表明書を受け取り次第、雇用労働政策課から確認の電話をします。

④ 申請書類の提出

申請書類（3ページ「4 応募に関する事項（2）申請書類」を参照）は、雇用労働政策課へ持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）で提出してください。

なお、郵便等により送付する場合にあっては、募集期間の末日午後5時15分までに受け付けたものに限り（受付場所に必着）。FAXやメールによる提出は受け付けません。

受付期間：令和8年10月5日（月）から令和8年11月2日（月）まで（土日祝日を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

受付場所：雇用労働政策課（高知県庁本庁舎5階）

⑤ 審査委員会

高知県立地域職業訓練センター指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募団体から提出された書類、プレゼンテーション及び質疑により、審査を実施し、指定管理者の候補者を決定します。

審査については、5ページ「5 審査に関する事項（1）審査の方法」を参照してください。

実施時期：令和8年11月中旬

※審査委員会の日時、場所、実施方法等の詳細は、別途お知らせします。

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募するためには、次の要件を全て満たす法人その他の団体（４（１）～（３）において「法人等」という。）である必要があります。なお、個人での応募はできません。

応募資格を満たしていない場合は、審査によることなく失格とします。

- ① 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置く者（以下「県内事業者」という。）であって、指定期間中、センターの利用において、県民の平等利用の確保、業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安全かつ円滑に管理運営できること。

ただし、県内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の法人等で構成するグループ団体が応募する場合には、グループの構成が次のいずれかであることを要すること。

ア 県内事業者のみによるもの

イ 県内事業者と県外事業者（高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いていない場合は、指定管理を開始する時点までに事業所等を置く者に限る。）によるもの

- ② 役員に高知県議会議員、高知県知事、高知県副知事、高知県の行政委員会委員（行政委員会委員にあつては、その職務がセンターに関係する者に限る。）が就任していないこと。

- ③ 以下のいずれにも該当しないこと。（欠格事項）

ア 法律行為を行う資格を有しない場合

イ 法人等の役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる場合

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続をしている場合

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

オ 県から指名停止の措置を受けている場合又は指名停止となる措置要件に該当している場合

カ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

キ 法人県民税、法人事業税、消費税等を滞納している場合

ク 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている場合

ケ 応募者の代表者が同一の公募において2以上の応募をした場合

(2) 申請書類

申請書類は、①及び②にあつては原本1部及び副本12部を、③にあつては原本1部をそれぞれ提出してください。

① 指定様式の書類

ア 指定管理者指定申請書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 指定管理者提案書（様式6）

「指定管理者提案書」は仕様書を踏まえて作成してください。図、表等を使用してもかまいません。

「指定管理者提案書」に掲げる事項以外で特に提案したい内容があれば、任意様式で提出してください。

書類は、日本工業規格A4縦で両面コピーとし、項目ごとにインデックスを付けてください。項目ごとのページ数が複数になっても差し支えありません。添付書類も含め一連の書類とし、通し番号によるページを中央下に付してください。

② 法人等で整備している書類（グループで申請する場合は、構成員について全て提出すること。）

ア 定款、規約その他これらに類する書類

イ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

エ 法人等の概要（パンフレット含む。）

オ 法人等の人員表（役員、常勤従業員、非常勤従業員等）（直近のもの）

※役員の経歴を添付

③ 官公庁が発行する書類

ア 法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（いずれも、3か月以内に取得したもの）

イ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近2ヵ年分）

（3）留意事項

① 重複提案の禁止

応募1法人等につき、提案は1案のみとします。複数の提案をすることはできません。

② 提出書類の内容変更、追加の禁止

提出された書類の内容変更、追加はできません。

③ 申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず、いっさい返却しません。

申請書類の著作権は、それぞれ作成した法人等に帰属します。

企画提案の内容は、原則として提案者の承諾なしに高知県において利用することはありません。

ただし、その内容が特許権、実用新案権、意匠権などの知的財産権に該当せず、類似施設等において一般的に行われているものである場合には、指定管理者が独自の発想に基づいて実施することがあります。

④ 応募の辞退

申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出してください。

⑤ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

⑥ 接触の禁止

応募法人等及びその関係者が、高知県職員又は審査委員会の委員、その他この募集の関係者に対し、本件審査に関して公平性を失すると認められる接触を行った場合は、失格とします。

⑦ 不正行為等の禁止

申請書類の記載に虚偽又は不正があった場合や応募法人等及びその関係者において違法又は不正な行為があった場合には、失格とします。

⑧ その他の失格

応募資格を満たしていない、又は満たさなくなった場合や、施設の適正な管理のための要件を満たしていないことが明らかな場合は、失格とします。

また、管理代行料の上限額（仕様書5ページ5（2）管理代行料の上限額」に提示してある金額）を超えて提案した場合にも失格とします。

⑨ 複数の法人等で構成するグループで応募する場合の留意事項

複数の法人等で構成するグループで応募（以下「グループ応募」といいます。）する場合は、代表する法人等を定めてください。

単独で応募した法人等は、別のグループ応募の構成員になることはできません。

また、同時に複数のグループ応募の構成員になることはできません。

⑩ その他

この募集要項に定められた場合を除き、応募のために県から情報の提供を行うことは原則としてありません。応募法人等は、県が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募してください。なお、県が提供した情報は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

5 審査に関する事項

(1) 審査の方法

審査委員会において、提出された申請書類、プレゼンテーション及び質疑により審査を行います。この審査委員会による審査結果を踏まえて、県は、優先交渉権者及び次点者を決定したうえ、優先交渉権者と協議を行います。ここで協議が整わなかった場合、次点者と協議することがあります。

協議が整った後にその者を指定管理者の候補者として決定します。

また、審査結果は審査を受けた全ての団体に文書で通知します。

(2) 審査の項目及び配点

審査の項目及び配点については、別紙（7ページ）のとおりです。

(3) 結果の公表

指定管理者の候補者を選定した後の公表及び情報公開は、次のとおり取り扱います。

① 雇用労働政策課ホームページで公開する情報

- ・ 指定管理者の候補者の名称及び総得点
- ・ 指定管理者の候補者以外の応募者の総得点（名称はB社、C社等として公表）
- ・ 審査結果（選定理由、提案に対する評価等）
- ・ 全応募者からの管理代行料の提案額

② 公文書開示請求の対象となる情報

- ・ 申請書類を含む全ての関係書類

（ただし、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に規定する非開示情報を除きます。）

6 指定管理者の指定と協定の締結

(1) 指定管理者の指定

県議会の議決を得た後、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。

(2) 基本協定の締結

指定管理者の指定後、指定期間における管理運営について必要な事項を定める基本協定を締結します。

(3) 引継ぎ業務と準備業務の的確な遂行

上記(1)の指定後、指定期間開始までの間に、引継ぎ業務、審査時の提案その他の準備業務が確実に遂行されているか確認を行い、指定管理者としての実行可能性について審査することがあります。

この審査により、実行不可能と判断された場合には指定を取り消し、あらためて公募を行う等の方法により新たな指定管理者を選定することがあります。このことによって県に損害が発生した場合は、賠償請求等を行うことがあります。

業務の引継ぎに係る費用は、現在の指定管理者（高知県職業能力開発協会）と協議をお願いします。また業務の引継ぎに当たっては、現在のセンターの管理運営に支障を来さないよう配慮をお願いします。

7 問い合わせ及び申請書類等の提出先

高知県商工労働部雇用労働政策課

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号

電話 (088) 823-9766 F A X (088) 823-9277

電子メールアドレス 151301@ken.pref.kochi.lg.jp

別紙：審査の項目及び配点

審 査 の 項 目			配点 計100点
1 センター運営に関する基本方針に関する事項	1-1 センター運営に関する基本方針	① 運営にあたっての総合的な基本方針が、センターの設置目的や県の運営に対する基本的な考え方に沿ったものとなっているか ② 職業能力の開発、向上の推進に関する考え方は、県が推進する事業に沿ったものとなっているか ③ センター利用に関する考え方は、公共施設の運営においてふさわしいものとなっているか	20
2 センターの適正な管理運営の確保に関する事項	2-1 業務を安定して行う能力	① 必要な人員が配置されているか	25
		② 管理責任者に適切な人材が確保されているか	
		③ 運営に必要な知識、技能等を有する職員が配置されているか	
		④ 収支計画についての実現性は十分か	
		⑤ 申請者の財務状況は良好か	
	2-2 適正な管理運営	① 利用者の意見等がセンター運営に反映される配慮はなされているか	20
		② 危機管理対策は十分か	
		③ 個人情報の保護や情報公開について十分な配慮がなされているか	
		④ 利用許可に関する取組は、公平な利用が確保できるものであるか	
3 センター利用の促進等に関する事項	3-1 施設の有効活用	① リピーターの確保や利用者拡大に向けた取組がされているか	10
4 県が推進する施策に関する事項	4-1 県が推進する施策に関する取組	① ワークライフバランスや環境配慮等の制度の認証や登録など、県が推進する施策に関する取組をしているか	5
5 管理代行料提案額に関する事項	5-1 管理代行料提案額	① 経費削減について配慮されているか	20

様式 1

現地説明会参加申込書

高知県知事 様

令和 年 月 日

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____

所 在 地 _____

担当者所属・職氏名 _____

電 話 _____

F A X _____

電子メール _____

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者募集に係る現地説明会（令和8年9月18日（金）開催）への参加を下記のとおり申し込みます。

記

参加予定者氏名	役職名	氏 名

注）令和8年9月15日（火）午後5時必着です。

様式2

質 問 書

令和 年 月 日

高知県知事 様

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____

所 在 地 _____

担当者所属・職氏名 _____

電 話 _____

FAX _____

電子メール _____

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者募集について、下記のとおり質問します。

記

項 目	内 容
(募集要項等の資料名・ページ・項目などを記載してください。)	

注：質問は、項目ごとに行を分けて簡潔に記載してください。

記載欄が足りない場合は、適宜2枚目以降を追加し、ページ番号を付してください。

令和8年9月4日（金）から10月2日（金）（午後5時必着）まで受け付けます。

様式3

公募参加表明書

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 (主たる事務所の所在地)

(法人等の名称)

(代表者の職氏名)

㊞

(代表者印)

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の募集に参加します。

(担 当) 所属・職名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

FAX _____

電子メール _____

注) 令和8年10月2日(金) 午後5時必着です。

様式4

令和 年 月 日

高知県知事 様

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第17条の規定により高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ				
	名 称				
	代 表 者 の 職・氏名	職名		フリガナ	
				氏 名	
	主たる事 務所の所 在地	(郵便番号 —)			
		電話番号		ファク シミリ 番号	
高 知 県 内 の 主 た る 事 務 所 等 の所在地	(郵便番号 —)				
	電話番号		ファク シミリ 番号		

申請者が複数団体のグループである場合の注意事項

- (1) 「申請者」欄には申請者グループの名称を記載し、グループを構成する全ての法人その他の団体の名称を別紙（様式は問いません。）に記載してください。
- (2) 「代表者の職・氏名」欄には申請者グループを代表する法人その他の団体の名称及びその代表者の職・氏名を記載してください。
- (3) グループを構成する全ての法人その他の団体の主たる事務所等の所在地、郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号を別紙（様式は問いません。）に記載してください。
- (4) グループを構成する全ての法人その他の団体の高知県内の主たる事務所等の所在地、郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号を別紙（様式は問いません。）に記載してください。

様式5

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 (主たる事務所の所在地)

(法人等の名称)

(代表者の職氏名)

⑩
(代表者印)

誓 約 書

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者指定申請を行うに当たり、下記のとおり相違ありません。

記

- 1 高知県立地域職業訓練センター指定管理者募集要項に示された応募資格要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

高知県立地域職業訓練センター

指 定 管 理 者 提 案 書

団体名	
-----	--

※ 記載に当たっての留意事項

原則、次のとおりとしてください。

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦としてください。
- 両面コピーとし、項目ごとにインデックスを付けてください。
- 項目ごとのページ数が複数になっても差し支えありません。
- 一連の書類とし（添付資料も含む。）、通し番号によるページを中央下に付してください。

団 体 の 概 要

(令和8年10月1日現在)

ふりがな 団 体 名	※グループによる応募の場合は、グループ名と代表団体を記載すること。			
所 在 地		電話番号		
代 表 者		FAX 番号		
設立年月日				
資本金又は基本財産				
沿 革				
社員又は職員数				
業務内容				
主な実績				
財務状況 (過去3年間について 記入してください)	年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当 期 損 益			
	累 積 損 益			
応募に関する担当連絡先				
ふりがな 氏 名		電話番号		
部署・職名		FAX 番号		

事業計画書

- (1) 各項目に記載する事項について、関係法令の規定や参考資料等をもとに、貴団体の実施方法、考え方、提案等を記載してください。
- (2) 各項目については、該当する事項がない場合を除き、他の項目と記載内容が重複する場合であっても、実施方法、考え方等について記載してください。
- (3) 計画書の様式は、項目に沿っていれば任意でも支障ありません。

I センター運営に関する基本方針

1 基本方針

- (1) センターの運営にあたっての総合的な基本方針

※センターの設置目的を踏まえた考え方を記入

- ## (2) 職業能力の開発・向上の推進に関する基本方針

- ### (3) センターの利用に関する基本方針

- #### (4) センターの施設の維持管理に関する基本方針

注1 欄が不足する場合には、各欄自由に広げて記載してください。

注2 別紙を添付する場合は、番号、項目を明記してください。

Ⅱ センターの適正な管理運営の確保に関する事項	
1 職員の配置について 職員数、業務、経験年数等を記入	
2 施設の保守・管理について 建築物、建設設備、備品等の保守・管理について記入	
3 施設の環境維持管理について 清掃業務、植栽維持、保安警備等について記入	
4 利用者の平等な利用の確保について	
5 個人情報の保護について	
6 県民への情報公開について	
7 危機管理対策について 事故発生時、災害発生時の対応について記入	
8 自己評価の実施について 利用者意見等を参考にした運営管理業務に係る自己評価への取組について記入	
9 収支計画及び財務状況について	

注1 欄が不足する場合には、各欄自由に広げて記載してください。

注2 別紙を添付する場合は、番号、項目を明記してください。

Ⅲ センター利用の促進等に関する事項

1 センター利用者の拡大に関する基本方針

2 利用者拡大に向けた具体的な取組

センター事業のPRや利用者サービスの向上等利用者拡大に向けた取組を記入

3 その他

その他センターで実施する自主事業の提案等特記事項あれば自由に記入

注1 欄が不足する場合には、各欄自由に広げて記載してください。

注2 別紙を添付する場合は、番号、項目を明記してください。

Ⅳ 県が推進する施策に関する事項

1 ワークライフバランスや環境配慮等の制度の認証や登録など、県が推進する施策に関する取組

注1 欄が不足する場合には、各欄自由に広げて記載してください。

注2 別紙を添付する場合は、番号、項目を明記してください。

Ⅴ 管理代行料提案額に関する事項

1 収入確保及び経費削減の取組

注1 欄が不足する場合には、各欄自由に広げて記載してください。

注2 別紙を添付する場合は、番号、項目を明記してください。

代行業務に係る収支予算書

【収入の部】

令和 年度

(単位：千円)

区 分		金 額	内 訳
※ 管 理 代 行 料			
利 用 料			
その他の収入			
合 計			

【支出の部】

令和 年度

(単位：千円)

区 分		金 額	内 訳
人 件 費			
管理費（人件費以外）			
合 計			

※ 収支予算書は令和9年度から令和13年度分までをそれぞれ作成してください。